

令和7年度 高校生等奨学給付金のご案内

- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。毎年申請手続が必要です。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・令和7年7月1日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・令和7年7月1日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

収入基準（以下のどちらかにあてはまる方）

- ・令和7年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ・令和7年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

	全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300 円	32,300 円
非課税世帯	143,700 円	50,500 円

オンライン申請について【令和7年度からオンライン申請が可能になりました。】

スマートフォンやパソコンからいつでも手続きが可能です。

下記の手順で申請を行ってください。

- ① 必要事項を入力し、オンライン申請用 ID と PW の発行を依頼します。
※ID・PW は入力されたメールアドレスへ送付します。

<①申請用 ID・PW の発行はこちらから>
「e-ひょうご」



<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1745981500083>

- ② ①で受領した ID・PW を使用し、「兵庫県就学支援制度オンライン申請システム」にログインし、申請をしてください。

下記のいずれかの方法で収入情報を登録します。

- ・マイナポータルを利用（個人番号カードが必要です。）

※県外国公立学校は、マイナポータルによる登録はできません。

- ・個人番号を入力

- ・課税証明書等を画像化し、アップロード（個人番号は利用しません）

その他申請に必要な情報を入力後データ送信を行うと申請が完了します。

<②兵庫県就学支援制度オンライン申請システムのログインはこちらから>



<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>

オンライン申請のチラシはこちら→「[オンライン申請チラシ（高校生等奨学給付金）](#)」

※申請書による提出（郵送）も可能です。HP 掲載の様式をダウンロードしてください。

申請開始日・申請期限

令和7年7月1日（火）

令和7年8月22日（金）

- ・期限までに申請ができない場合、支給決定できませんので、申請期限を厳守してください。

申請に必要なものは、次ページをご参照ください

申請に必要なもの（下表もご参照ください。）

●県内国立学校の場合

・生活保護（生業扶助）受給世帯（①または②のいずれかと③が必要です。）

- ①個人番号が確認できるもの（個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号記載住民票等）
※生徒本人分と保護者分が必要です。
- ②生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（令和7年7月1日以降発行）
※生活保護受給証明書でも代用可能
- ③生徒本人の在学証明書（様式3-1）（令和7年7月1日以降発行）【必須】
※学校に発行を依頼してください。

・非課税世帯（①または②のいずれかと③が必要です。）

- ①個人番号が確認できるもの（個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号記載住民票等）
- ②令和7年度課税証明書
※特別徴収税額変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能
- ③生徒本人の在学証明書（様式3-1）（令和7年7月1日以降発行）【必須】
※学校に発行を依頼してください。

●県外国立学校（①または②のいずれかと③及び④が必要です。）

・生活保護（生業扶助）受給世帯

- ①個人番号が確認できるもの（個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号記載住民票等）
- ②生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（令和7年7月1日以降発行）
※生活保護受給証明書でも代用可能
- ③生徒本人の在学証明書（様式3-1）（令和7年7月1日以降発行）【必須】
※学校に発行を依頼してください。
- ④保護者等全員分の住民票記載事項証明（個人番号を利用する場合は省略可能）

・非課税世帯（①または②のいずれかと③及び④が必要です。）

- ①個人番号が確認できるもの（個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号記載住民票等）
- ②令和7年度課税証明書
※特別徴収税額変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能
- ③生徒本人の在学証明書（様式3-1）（令和7年7月1日以降発行）【必須】
※学校に発行を依頼してください。
- ④保護者等全員分の住民票記載事項証明（個人番号を利用する場合は省略可能）

○制服加算

制服の再購入に係る証明書（学校発行）

※扶養状況等の確認のため、追加で書類等の提出を求める場合があります。

給付予定時期

令和7年9月～11月頃

申請時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

注意事項

- ・期限までに申請ができない場合、支給決定できませんので申請期限を厳守してください。
- ・保護者等が令和7年1月1日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

問い合わせ・提出（郵送）先

兵庫県教育委員会事務局財務課 学校経理・就学支援班

住所：兵庫県神戸市東灘区田中町5丁目3-23

HP：<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/shougakukyuhukin/>

TEL：078-362-3882

令和7年度 高校生等奨学給付金（家計急変支援）のご案内

- ・保護者が失職するなど家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対する支援制度です。
- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。通常分の高校生等奨学給付金と両方の申請はできません。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手续が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・申請日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・申請日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
- ・申請日現在、生活保護（生業扶助）を受給していない
- ・令和7年度の保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税ではない世帯

収入基準

家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

（提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を推計します）

2人世帯	2,044,000 円未満 寡婦（夫）の場合	5人世帯	3,216,000 円未満
3人世帯	2,216,000 円未満	6人世帯	3,704,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満	7人世帯	4,140,000 円未満

※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は、収入見込額に含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

- ・7月1日以前に家計が急変し、かつ県教育委員会の定める日までに申請した場合

	全日制・定時制	通信制
非課税世帯	143,700 円	50,500 円

- ・7月2日以降に家計が急変し申請した場合

申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請した月）以降の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合（全日制）

$143,700 \text{ 円} \times 6 \text{ 月} (10 \sim 3 \text{ 月}) / 12 \text{ 月} = 71,850 \text{ 円}$

申請に必要なもの（証明書類等はオンライン申請システムへ画像をアップロードして提出）

- ・個人番号が確認できるもの（個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号記載住民票等）
- ・家計急変事由が確認できるもの（雇用保険受給資格者証・離職票・医師による診断書等）
- ・収入見込額が確認できるもの（会社発行の収入見込証明書・収入申告書等）

<家計急変事由及び確認書類の例はこちら> [家計急変の申請に必要なもの](#)

注意事項

- ・家計急変に該当しない離職（定年退職）や、明らかな家計急変事由が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。
- ・申請方法は通常分と同様にオンライン申請システムから申請が可能です。

高校生等奨学給付金の申請に必要な書類等について（県内国立学校・県外国公立学校）

	全日制・定時制・通信制				専攻科		備考
	県内国立	県外	県内国立	県外			
	生活保護（生業扶助）		非課税世帯		所得割額合計 105,500円未満世帯	多子世帯※1	
個人番号カード・個人番号通知カード等	○（生）※2	○（生・保）	○	○	○	○	ほか個人番号記載住民票
課税証明書等	-	-	△	△	△	△	令和7年度の証明書に限ります。 特別徴収税額の変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能です。 生活扶助受給世帯の場合は、生活保護受給証明書でも代用可能です。
生業扶助受給証明書（様式2）	△※3	△	-	-	-	-	令和7年7月1日以降に発行されたものに限ります。 生活保護受給証明書でも代用可能です。
在学証明書（様式3-1）	○	○	○	○	○	○	令和7年7月1日以降に証明されたものに限ります。 学校へ発行を依頼してください。
住民票記載事項証明書	-	△（保）	-	△（保）	△（保）	△（保）	令和7年7月1日以降に発行されたものに限ります。 マイナンバーを利用した申請をする場合、省略可能です。
個人対象要件証明書（様式3-2）	-	-	-	-	○	○	令和7年7月1日以降に証明されたものに限ります。 学校へ発行を依頼してください。
扶養親族申告書（様式15）	-	-	-	-	-	○	ホームページからダウンロードしてください。
家計急変事由確認書類	-	-	■※4	■	■	■	案内書類等を参照し、家計急変事由が確認できる書類を用意してください。
家計急変収入書類	-	-	■	■	■	■	収入見込証明書、収入申告書等 年収見込額を算定し、支給の可否を審査します。
制服の再購入に係る証明書	-	-	■	■	■	■	学校へ発行を依頼してください。

※1 多子世帯とは、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり、生計維持者が扶養する子が3人以上の世帯を言います。

※2 （生）…生徒本人分 （保）…保護者等分 （生・保）…生徒本人と保護者等分

※3 「△」は、個人番号を利用して申請をする場合、省略が可能です。

※4 「■」は、家計急変・制服加算の申請を希望される場合に追加が必要です。